

JESCO における PCB 廃棄物の長期的な処理の見通しの概要について

本年 7 月に変更された国の PCB 廃棄物処理基本計画において、平成 27 年度までに処理された PCB 廃棄物及び平成 28 年度以降に処理すべき PCB 廃棄物の数量について公表された。また、今後の処理の進捗により、PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みは常に変動することから、毎年度見直し、その結果を公表することとされた。

また、基本計画における JESCO の役割として、各拠点的広域処理施設における計画的処理完了期限までの高濃度 PCB 廃棄物の処理の見通しについて毎年度公表することとされ、また処分期間内又は特例処分期限日までの処分委託が円滑かつ迅速に行われるよう、長期的な処理の見通しを明らかにすることとされた。

JESCO においては、これを受けて長期処理の見通しについて事業ごとに長期処理の見通しについて関係自治体や有識者の意見をいただきながら整理を行っているところである。

各事業の長期的な処理の見通しの詳細については、「長期処理計画」として本年度末に再度報告する。

1. 長期的な処理の見通しの作成の考え方について

国の基本計画において公表された数字を踏まえつつも、事業ごと長期的な処理の見通しの作成時期と前後している部分もあること等から、事業ごとに平成 28 年度当初の JESCO 登録量や PCB 特措法・電気事業法で届出済みながら JESCO へ未登録の数量等を求め、平成 28 年度以降に JESCO が処理すべき処分量を国の基本計画の項目に合わせた形で整理した。また、平成 28 年度から計画的処理完了期限までの処理の見通しを整理した。

2. 見通しについての報告状況

○北九州事業

平成 28 年 7 月 21 日 北九州事業部会にて報告

平成 28 年 7 月 27 日 北九州市 PCB 処理監視会議にて報告

○豊田事業

平成 28 年 6 月 17 日 豊田事業部会にて報告

平成 28 年 7 月 12 日 豊田市 PCB 処理安全監視委員会にて報告

○東京事業

平成 28 年 7 月 5 日 東京事業部会にて報告

平成 28 年 10 月 28 日 東京環境安全委員会にて報告

○大阪事業

平成 28 年 8 月 12 日 大阪事業部会にて報告

平成 28 年 9 月 6 日 大阪 PCB 廃棄物処理監視部会にて報告

○北海道事業

(今後報告予定。)

3. 処理困難物等について

JESCO に処理登録されている PCB 廃棄物の中には、各事業所の既存設備では処理が難しい廃棄物や特別な対応が必要な廃棄物、さらには現状では保管場所からの搬出が困難な廃棄物が存在している。

計画的処理完了期限内の処理完了を実現するため、平成 28 年度は次の廃棄物に重点的を置いて処理方策の検討を行っている。

- 超大型変圧器及び搬出不可の変圧器
- 大型保管容器及びタンク
- 処理困難な PCB 油
- コンクリート固化物

4. PCB 廃棄物処理施設の解体撤去について

PCB 廃棄物処理基本計画に示されている通り、各 PCB 処理事業所の事業終了ごとに、それぞれ解体・撤去等を行うものとされており、このために必要となる技術的な検討等、その準備に向けた取組を始めたところ。